

東京都高等学校国語教育研究会会則

第一章 総則

第一条 本会は東京都高等学校国語教育研究会（略称 都国研）と称する。

第二条 本会は高等学校国語教育、並びに高等学校教育における諸課題の解決を図ると共に、国語科教員の資質の向上と会員相互の連携を図ることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

- 1 高等学校国語教育に関する調査・研究・提言等。
- 2 研究発表会、講演会・研究授業・研修会等。
- 3 機関誌等の発行。
- 4 情報交換会・文学散歩等。
- 5 その他、必要な事業。

第四条 本会は前条の事業を執行するために次の各部を置く。

- 1 事業部
- 2 研究部
- 3 組織部

第二章 会員

第五条 本会の会員は東京都高等学校国語科教員、並びにこれに準ずる者とし、本会への加入は原則として個人単位とする。

第六条 会員は本会の事業に関連し次の資格等を有する。

- 1 会員は本会主催の総会、及び第三条に基づいて行われる各種会合等に参加することができる。
- 2 会員は機関誌・研究発表会において研究成果を発表することができる。
- 3 会員は本会が発行する刊行物の配布を受けることができる。

第三章 役員

第七条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 一名
- 2 副会長 五名以内
（ただし、東京大会実行委員会《全国連》の設置時は担当副会長を置く。）
- 3 事務局長 一名
- 4 事務局次長 三名以内
- 5 書記 二名
- 6 会計 二名

7 部長 事業・研究・組織の各部長 一名

8 副部長 事業・研究・組織の各副部長 一名

9 部会長 事業部に、編集、調査の各部会長 一名

研究部に、話す聞く・書くこと、読むこと、言語文化、定通の各部会長
一名

事業部に、総務、開発、広報の各部会長 一名

10 会計監査 二名以内

第八条 本会は各部の円滑な運営のため委員・世話人を置く。

第九条 役員・委員・世話人の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

第十条 本会に顧問及び参与・副参与を置くことができる。顧問及び参与・副参与は役員会の審議を得て、総会の議決によってこれを推薦する。

第十一条 役員を選出は次のとおりとする。

1 会長は総会において会員の中から選出する。

2 副会長は会員の校長・副校長の中から会長が推薦し、総会で承認を得る。

3 部長・副部長・部会長は会員の中から会長が推薦し、総会で承認を得る。

4 事務局長・事務局次長・書記・会計は、会員の中から会長が推薦し、総会で承認を得る。

5 上記以外の役員については、役員会において候補者を選び、会長が推薦し、総会で承認を得る。

6 委員・世話人は役員会において候補者を選び、会長はそれに基づいて委嘱する。

第十二条 本会の役員の任務は次の通りとする。

1 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長の任務を補佐し、各部を所管する。

3 事務局長・事務局次長・書記・会計は会長の指示に従い、会務を処理する。

4 部長は各部を代表し、その事業の執行の責任を負う。

5 副部長は部長を補佐する。

6 部会長は担当する事業を執行する。

第十三条 委員・世話人は委嘱された会務を執行する。

第十四条 会計監査は総会において会員の中より選出する。

第十五条 会計監査は会計を監査する。

第四章 事務局

第十六条 本会の会務を遂行するために、事務局を置く。

事務局は会務を処理するため、事務局長・事務局次長・書記・会計で構成する。

第五章 会議

第十七条 本会は会を運営するために次の会議を開催する。

- 1 総会 毎年一回年度初めに開催する。必要に応じて臨時総会を開催できる。
- 2 役員会 必要に応じて会長がこれを招集し、会務を審議する。会長が必要であると認めた役員以外の会員も、これに出席することができる。

第六章 会計

第十八条 本会の会計は、会費・補助金、及びその他の雑収入をもってこれにあてる。

第十九条 会計の承認は総会において行う。

第二十条 会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第七章 付則

第二十一条 会則の変更は総会の議決によるものとする。

第二十二条 本会則は平成二十八年五月十四日より施行する。

細則

第一条 各部の事業内容の主たるものは次の通りとする。

- 1 事業部
 - ① 会員の研究物・研究紀要の刊行と配布。
 - ② テスト問題の作成並びに処理等。
 - ③ 学習資料等の出版等。
 - 2 研究部
 - ① 研究会等の計画・実施等。
 - ② 資料の収集・各種調査活動。
 - 3 組織部
 - ① 全国高等学校国語教育研究連合会との連絡・提携。
 - ② 組織の整備・強化。
- 第二条 本会は調査・研究活動を行うため、各部に部会を置く。本会の会員はいずれかの部会に所属することができる。
- 第三条 第五条会員（第二章会員）「本会の会員は東京都高等学校国語科教員、並びにこれに準ずる者とし、本会への加入は原則として個人単位とする。」は会費として、一課程につき、年額三、〇〇〇円を年度初めに納めるものとする。ただし個人の加入の場合は、年額一口一、〇〇〇円以上を納めるものとする。